

かすみがうら市教育委員会 3 月定例会会議録

1 招 集 期 日

平成 2 9 年 3 月 2 9 日（水）

2 招 集 場 所

霞ヶ浦庁舎 大会議室

3 出席委員

教 育 長	大 山 隆 雄
委 員	田 澤 高 保（教育長職務代理者）
委 員	中 島 和 彦
委 員	飯 村 恵 子
委 員	宮 本 雪 代

4 欠席委員 なし

5 委員以外の出席者

学 校 教 育 課 長	坂 本 重 男
生 涯 学 習 課 長	中 泉 栄 一
歴 史 博 物 館 長	屋 代 久 雄
図 書 館 長	和 田 哲 男
霞ヶ浦中地区公民館長	齋 藤 裕 之
千代田中・下稲吉中地区公民館長	吉 田 均
学校教育課教育指導室	原 田 剛
学校教育課課長補佐	加 藤 洋 一
学校教育課総務担当係長	岩 田 幸 生

6 協 議 事 項

議案第 7 号 かすみがうら市下稲吉東小学校・下稲吉中学校学校歯科医師の解職及び委嘱について

議案第 8 号 かすみがうら市文化財保護審議委員の委嘱について

議案第 9 号 平成 2 9 年度かすみがうら市学校指導方針の策定について

議案第 1 0 号 かすみがうら市教育指導員の委嘱について

議案第 1 1 号 かすみがうら市立学校管理規則の一部を改正する訓令について

議案第 1 2 号 かすみがうら市立学校介助員設置要綱の一部を改正する訓令について

議案第 1 3 号 かすみがうら市教職員住宅管理規則を廃止する規則について

議案第 1 4 号 かすみがうら市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則に

ついて

議案第 15 号 かすみがうら市教育委員会職員人事異動について

議案第 16 号 かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第 17 号 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則について

議案第 18 号 「かすみがうら市小中学校適正規模化実施計画の一部見直し」のかすみがうら市学区審議会への諮問について

協議第 1 号 教育委員会に対する事務の委任について

7 会議の概要

開会 午前 9 時 00 分

学校教育課課長補佐： 起立、礼、着席。

教 育 長： 本日は、4名の委員さんが出席されておりますので、会議は成立いたします。これより、3月の定例教育委員会を開催いたします。

次に、「教育長報告について」、私よりご報告させていただきます。

資料教育長動静により報告する。(3月の教育長事務報告、内容省略)

ただいまの報告について、何か質疑等ございましたらお願いします。

委 員： 放課後子ども総合プランというのは、どのような内容なのか教えていただけますか。

教 育 長： 新治児童館がございしますが、一番進んでいるというか、以前は新治児童館が中心でやっておりまして、新治小で実施していたのですが、新治小地区だけに限らず市内全域で同じ活動をしていくのが望ましいということで、小学校毎の活動で、1年間このような活動を行った報告とか、それから来年度このような活動を予定しているなどの報告でございします。詳しい協議とかでなく、実施内容の報告会で2回実施しております。始めと終わりにですが、ですので、ここに資料はございませんが、メンバーは小中学校の先生などが主要メンバーでして、PTAの方など、実際関わっている方の会がりまして、その様な方においでいただいて、話し合いなど事業内容の報告を主にするような内容なのです。

委 員： 生涯学習課でやって下さっているのとは違うのですか。

生涯学習課長： 基本的に、今は形として三校連支援ボランティアの方に委託という形で行っているのですが、それ以外にも、以前は新治小学校でも、放課後に体験教室を行っていましたので、その様な事業を1本にした運営委員会があり、そこで1回計画を諮っていただきまして、今回は30日にやるのは報告会でございまして、どんな内容で事業をやりました。ということです。今は三校連支援ボランティアだけですけれども、将来的には、来年度は霞ヶ浦地区でも行いたいということもありますので、その様なものを図っていく組織という形になります。

委 員： 霞ヶ浦地区でやるとなると、やっぱりボランティアということになりますか。

生涯学習課長： 今年はそのような形で行いたいと思ひましていろいろ探ってみたのですが、なかなか難しいので、やり方を今検討しているところです。来年度実施したい方向では考えています。

委 員： 新治小学校で活動しているのは生涯学習課でよろしいですか。

生涯学習課長： 新治小学校は、放課後子ども総合プランと言ひまして大きく分けると、土曜日の学習支援、放課後の学習支援、あと放課後の体験教室の概ね3本立てでございします。以前は、放課後の体験教室ということで、新治小学校で、月1回程、地元の方に協力をいただきながら、いろんな体験教室を行いましたが、最終的に職員が直営で実施しまして、学校がたくさんある中で1箇所しか出来ないということもあり、今は、ウィークエンドコミュニティスクールという事業で市の子ども達を対象に実施しておりますが、もっと波及させて、全部の子ども達に参加させることで、さらに拡充したいと考えております。新治小学校だけの事業をやめて、他に拡充させて、ウィークエンドコミュニティスクールは昨年度4回くらいしかできなかったのを、今年は11回。先程お話しした、教育長が参加いただいた子ども未来フェスもその1回ということで、事業を拡充させて、新治小学校の事業は発展的に解消したという形になります。一番理想とするのはボランティアの方にやっていただくという形をとれるのが理想の形になります。職員が直営で行う方法ですと職員が少なく2・3人程度中で実施することになりますので、何箇所も実施することが困難な状況です。基本的にはウィークエンドコミュニティスクールにシフトチェンジして行って、新治小学

- 校は昨年度で終了しました。
- 委員： はい。わかりました。
- 教育長： この運営委員会というのは、課長さんに説明いただいた活動を報告していただくようなことで、どんな内容で実施するなどは特に協議しないのですよ。私も何回か出ていますが、主に報告会の様な感じです。特に協議ということではないと感じました。
- 生涯学習課長： 基本的には補助金事業ですので、ルールの中で組織を立ち上げて、その運営委員会を立ち上げなければならないという中の組織なので、実際の実働する方たちは別です。実際は運営委員会の中に、例えば三校連などで協力いただいている方にも来ていただいて、説明をしたり、質問があれば回答したりという形で行っておりますが、今教育長が言われたとおり、事業計画の説明や、事業内容の報告というような会議でございます。具体的に何かそこで計画を立てるということではなく、こちらが提案した内容について協議する形の考え方になります。
- 委員： はい。わかりました。
- 教育長： その他ございますか。
- 教委員： 11日に学校統合に関するPTA説明会ということで、千代田公民館において志筑小学校を対象に行われたということで、どういう内容だったのか、教育委員として全体の内容は把握しておいたほうがいいと思いますので、内容を教えていただきたい。
- 学校教育課長： 学校統合に関するPTA説明会でございます。志筑小学校のPTAを対象に3月11日実施しました。こちらについては11月の末に各小学校の学期末PTAにおいて、統合状況の経過説明という内容で、千代田中学校区の4小学校の学期末PTAの時間を割いていただいて実施した経過がございます。その際に、志筑小と新治小学校の保護者の方から、霞ヶ浦地区の統合した小学校の統合後の状況を報告していただきたいというようなことでアンケートを取り報告しました。12月末から1月上旬にかけて統合小学校の児童と保護者、教職員を対象にアンケートを実施しまして、こちらについては、前回、教育委員会にも報告していますが、その内容について2月の学期末PTAに、志筑小と新治小についてはそれぞれ時間を割いていただいて説明を行った経過がございます。その他の2校については、今後の説明はある程度統合の関係が進んだ段階で報告していただければよいとのことで、資料のみ配布した形を取らせていただいております。志筑小学校での2月の説明において、その時の質疑に統合に対する説明が不十分でないかというような意見がございまして、改めて3月に実施することとなりました。また、これまでは学期末PTA等の時間を割いていただいていたのですが、なかなか集まる時間がないということで、土日に開催していただきたいというようなことで、3月11日に、志筑小PTAの方にですが、開催しました。
- 内容については、統合に関するご意見等を聞く場というようなことで予定していたのですが、3月議会の開会前の全員協議会で市長のほうから学区審議会へ提案するというような方向が示され、その一般質問において、市議会議員の質問の中で統合の質疑がございまして、学区審議会に統合の見直しについて提案していくといった質疑の中で、志筑地区の皆さんにご理解をいただいているのかという質疑がございました。その中で、市長が、ご理解をいただいていると理解しています。というような発言がございました。3月4日に新聞記事に掲載されたという経過がございます。市長は、「ご理解をいただいていると理解しています。」ということではなく、「ご理解をいただけるものと理解しております。」というような意味で発言をしたということでした。11日の説明会に市長の出席は予定していなかった

のですが、新聞掲載記事の件もありまして、11日の説明会に市長と教育長、事務局で参加しまして、冒頭に市長から、新聞記事の内容に関して説明し謝った発言をして、一部不信を招く新聞報道になったことに対して、お詫びというような形で説明をしました。その後、統合に関する質議を行いました。

報道内容については、その後特に意見は無かったのですが、統合について様々なご意見をいただきました。市長と教育長については別公務のため途中で退席しましたが、その後事務局が受けまして、午後2時から午後6時半頃まで、説明会が続きました。これまでの進め方が不十分であるといったお話や、志筑地区としては学校が建設後間もない状況であり設備など行き届いている学校であることから、千代田中学校の敷地内に行くメリットが無いというようなお話や、メリットが見出せるようなことがないかといったような指摘がございます。今後、学区審議会等に諮問をするように考えていると市長の発言がございますので、ご説明申し上げまして、今後、再度、説明会でお話をしたいというようなご意見がございました。その日程についてはPTAのほうで調整していただいて開催したいというようなお話をしておりますが、昨日PTA会長へ確認したところ、まだ日程等の調整はしていないと。ただし、保護者の意見を確認したいということで、これまでの市のほうの説明を保護者のほうにPTA総会のあたりに説明して、考え方についてのアンケートを取ってみるような方向で考えているというような話でございます。今後PTAと調整しながら、引き続きご理解いただけるように、対応はさせていただくようにしていきたいというようなことでございます。

委員： わかりました。
教育長： 市議会議員の質問に対する回答について、3日の市長の発言を修正させていただきましたとのこと。それを議会最終日の22日に、市長のほうから申し出があって、訂正したということで。課長の説明のとおり、新聞記事に出たことによって、志筑小の保護者の方々に、教育委員会の丁寧な説明のもとに進めて行くというようなことに反しているのではないかと、というようなご意見がありまして、市長が説明会に出席したほうが方向性の理解も得られるであろうとのことで、市長も出席した経緯でございます。

その他、ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

特にございませんか。特にないようでしたら、早速、今月の議案に入ります。

議案第7号「かすみがうら市立下稲吉小学校・下稲吉中学校学校歯科医師の解職及び委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

学校教育課長： それでは資料の2ページをご覧頂きたいと思います。

議案第7号かすみがうら市立下稲吉小学校・下稲吉中学校学校歯科医師の解職及び委嘱について、平成29年3月29日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。かすみがうら市立下稲吉小学校・下稲吉中学校学校歯科医師について、かすみがうら市立学校管理規則第20条の規定により、下記の者を解職及び委嘱したいので、かすみがうら市教育委員会の教育長に対する事務委員規則第2条第13号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。説明については以上でございます。

教育長： ただいまの説明について、何か、ご質疑ございませんか。

(「質疑なし。」の声あり)

質疑がないようですので議案第7号については、原案のとおり決するこ

とに、ご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第7号については、原案のとおり決します。

次に議案第8号「かすみがうら市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

歴史博物館長： それでは3ページをご覧くださいと思います。議案第8号かすみがうら市文化財保護審議会委員の委嘱について、平成29年3月29日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。かすみがうら市文化財保護審議会委員の委嘱について、かすみがうら市文化財審議会条例第4条の規定により、別紙のとおり委嘱したいので、教育委員会の議決を求めるものでございます。説明については以上でございます。

教 育 長： ただいまの説明について、何かご質疑ございませんか。

(「質疑なし。」の声あり)

質疑がないようですので議案第8号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第8号については、原案のとおり決します。

次に議案第9号「平成29年度かすみがうら市学校指導方針の策定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

指 導 主 事： 議案第9号、平成29年度かすみがうら市学校指導方針の策定について、平成29年3月29日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。平成29年度かすみがうら市学校指導方針について、別紙のとおり策定するものでございます。

28年度からの変更点と、29年度の重点について説明させていただければと思います。8ページでございます。本市の学校教育目標、人間性豊かで、よりよい生き方を求める子供の育成を図る、及び目指す子どもの姿は変更ございません。その下、学校教育の推進の柱は、4つ目の社会の変化への対応及び自立と社会参加というところが、県の学校教育指導方針に合わせて、「社会の変化」から「時代の変化」に変更いたします。資料9ページ、推進の柱1番、確かな学力の向上については、間もなく次期学習指導要領が出ると思いますが、その改定案をもとに整理、追加いたしました。1つ目の努力事項、主体的・対話的で深い学びということで、いわゆるアクティブラーニングと言われているところで用いられている文言でございます。2つ目、言語能力や情報活用能力を高める言語活動の充実ということで、こちらは言語活動の充実という文言は28年度入っていませんでしたが、県の学校教育指導方針でも引き続き強調されておりまして、「学校指導要領等の改善及び必要な方策就について」の答申でも、子ども達の課題ということになっておりますので付け加えました。3つ目が、資質・能力の三つの柱を育成する授業展開の工夫ということ。こちらは、28年度は主体的に学習に取り組む態度という表現がなかったので、こちらを付け加えたものです。資質・能力の三つの柱ということで、知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成、もう一つ、主体的に学ぶ態度、ということでその三つを入れることとしました。4つ目が学習評価の工夫と効果的な授業研修の実施ということで、評価についての記述は今年度入れてありませんでしたが、言語活動とともに強調されている部分ですので、こちらに明記したほうがよいということで入れることとしました。また、授業改善が学力向上のほうの大きな課題、目標でありますので、そういった意味では改善の要になる授業研修ということで加えており

ます。で、上の4つの努力事項に合わせて、下の段の具体化のための取組のほうも見直しております。この中で、特に重点と考えているのが2点で、1点目が上から3つ目の、判断の根拠や理由を明確にして考えを述べたり、情報を分析して解釈・考察し説明したりする言語活動の全教科等での実施、です。こちらは、市のほうの全国学力調査とか、県の学力診断テストの分析から、市の課題となっている部分です。2点目が1番下の、授業改善の視点を共有し、教科等の枠を越えて、学校組織全体として行う校内研修。先程申しましたが、授業の改善充実に向けて実現するための要が日常の授業研修です。

続いて、資料10ページ、推進の柱2、豊かな心の育成です。1つ目の温かい人間関係を基盤とした学年・学級経営の充実は変わりありません。2つ目も同じでございます。3つ目の積極的な生徒指導の推進と、4つ目の福祉教育や人権教育の充実、というのは28年度は1つにまとめてありましたが、子ども達自身の問題解決するような活動をするとか、いじめ防止、不登校未然防止というのは大きな課題ですので、積極的な生徒指導というのを独立させて3つ目にあてたということでございます。その分28年度は読書活動の充実を挙げていたのですが、こちらは各学校で定着しておりますので、あえて挙げなくてもよいのかなと考えております。この豊かな心の育成の注意点は、具体化のための取組の上から3つ目の、教科化に向けて、道徳授業の創造というところです。指導室としても、市教育研究会と連携して、研修会を開催していきたいと思います。2つ目が上から6つ目で、学校いじめ防止基本方針に基づく取組ということで、今年度の事業を踏まえて、組織的な取組を進めていければと考えております。

続いて11ページ。推進の柱3、健康や体力の向上です。変更点は1つです。努力事項の4つ目の体育の授業展開の工夫です。今年度は運動量という言葉があったのですが、運動量だけではないので、体育の時間のねらいとしましては、そういったところを含めて授業展開も含むということにいたしました。運動量が重要であることに変わりないので、具体化のための取組に、体力アップ推進プランに基づく実践ということで入れております。ここで、特に重点としましては、具体化のための取組、いろいろ書いてありますが、健康、食育、性に関する指導や、薬物乱用防止、心配蘇生法、交通安全教室、避難訓練、防犯教室と、いろいろな具体化のための取組が挙げられているので、こちらを各学校一つ一つ確実に行うということです。それから2点目が上から5つ目の「体力アップ推進プラン」に基づく各校での体力向上ということで、こちらは学校単位での体力向上のための取組の要になる部分になると思います。

最後が12ページ。推進の柱4つ目です。こちら「社会の変化」を「時代の変化」ということでお願いいたします。こちら、努力事項1つ目、2つ目に変更はありません。3つ目の特別支援教育に、インクルーシブ教育を加えました。障がいの有無とか、個々の違い、いろんなものを認め合って共に学ぶことを追求するというのが求められているので、ここに挙げております。それから4つ目の、小・中学校の連携及び幼保小の接続推進は、本年度は学校間の交流の推進ということでしたが、市のほうの施策として小中連携の推進というのを進めていくと思われまいますので、そちらに沿った方向に変えました。また、幼児教育の充実というところも、県でも力を入れておりますので、小中連携に加えて、幼保小の接続推進を絡めました。こちらは子ども家庭課とも連携した事業を計画しております。

具体化のための取組で重点と考えているのは、一番上の、小・中学校の系統性や継続性を重視した外国語活動や外国語科の指導の工夫、ということで、次期指導要領に向けても小中連携という視点からも、新たな事業を

加えて取り組んでいきたいと思います。2点目は下から2番目の、中学校区の特色を生かした児童生徒の交流や教職員の連携及び人材を活用した教育活動の充実ということで、こちら、学校代表による連携推進委員会とともに中学校区毎の全体研修会を年3回開催する予定でございます。

以上が、指導方針の目標、目指す子どもの姿、学校教育推進の柱についてでございます。

次、13ページの教育指導室の運営については、本年度と同じでございます。14ページからは、細かな訪問研修講座、主な事業ということです。こちらは見ていただければと思います。以上でございます。よろしくお願いいたします。

教 育 長 : ただいまの説明について、何か、ご質問ございませんか。

教 委 員 : インクルーシブ教育について説明をお願いします。

指 導 主 事 : 障がいがある者となない者が一緒に学ぶ。分けないということでございます。では特別支援教育はというと、こちらは特別な支援が必要なので、学級を分けたりして支援をしているわけですが、それぞれの能力が最大に発揮できるように、それぞれに配慮して学ぶということでございます。

委 員 : 障がいのある方となない方が共に学ぶということではよろしいですか。

指 導 主 事 : そういう考え方です。

委 員 : 今の説明ですが、インクルーシブ教育と特別に言っているのは、普通教室の中にいろんな人達が一緒にいる、ということです。障がいのある人だけを別にして教育をするのではなく、その人達も一緒に学ぶ、ということでそのような言葉を使い始めたのですが、これは例ですが、トランプ大統領が人種差別的なことを言い出したら、アメリカの子ども達は同じクラスの中に黒人もいる白人もいる、様々な信仰を持った人たちが今まで何の不安も何も気にせず育ってきたのに、彼の発言によって、あ、この人は違うかも。と言い始めた人が出てきたようです。このような考え方は逆行している訳です。ですから障がいのある人も共に我々は同じ人間だというような気持ちなどを育てるために、インクルーシブ教育は重視されていると思います。

質問なのですが、9ページの資質・能力の3つの柱を育成すると説明していましたが、もう1回説明願います。

指 導 主 事 : 生きて働く知識・技能の習得が1つ。2つ目が、思考力、判断力、表現力の育成。3つ目が、主体的に学習に取り組む体力、学ぶための向かう力、という意味です。

委 員 : その通りだと思います。しかしそれがどこにも書いてないのです。今言った3つが。指導方針を読むと、私は、その前のページ推進の柱の1、2、3を言っているのかと思ったのです。資質、能力の3つの柱を育成するとの説明でしたので、3つの柱と書いてあるので、この3点を指しているのかと思ったのですが、さっき違うとおっしゃいましたね。3つの柱は、きちんと明記し、または指導方針の説明会時にしっかり説明をしたほうが良いと思います。

指 導 主 事 : はい。

委 員 : それから、もう一つ豊かな心の育成ですが、教育委員が、この教育委員会の中で、教育委員になった時からずっと言い続けてきたと思いますが、この素晴らしい環境の中で子ども達の豊かな心を育てるには、自然のものと、それから農業体験とか、たくさんあるのですから、その中で育てることが大切なのでは。と繰り返し、繰り返し、教育委員は発言してきました。ですから、この豊かな心の育成の所に少しでも反映されれば、教育委員たる仕事として郷土教育の意味が伝わったのではと思ったのですが、12ページのところに自然体験活動が真ん中にあるので……。しかしそれは、社

会の変化への対応ということでの意味ですね。今年の指導方針はある程度完成している内容と思うのですが、今まで指導室長が何回も委員会に出席していたわけなので、教育委員の発言の意味を取り入れてもらいたいとは思いました。以上です。

委員： かすみがうら市は自然に恵まれた素晴らしい環境の中にあると思うのです。実際すでに、野外活動とか、動植物の観察などに取り組んでいると思うのです。地域との絆を深め、地域の中に入り、これだけ、季節ごとの農業体験ができる場所にありながら、その様な活動が無いことはもったいと思うのです。その様な活動によって子ども達の感性が豊かな時に、その様なことに触れるということは、今後の人生に影響を与えるのではないかと考えられますので、学校指導方針のどこかにと思いました。もちろんそれを通して自然の大切さ、命の大切さなど、それから、豊かな心、自然や食文化なども一緒に考えられるのではと思うのです。だから、学校指導方針の中に入ってくるといいなと考えております。

教育長： 教育指導主事、今の件、持ち帰って検討するような方向で進めていただければと思いますので、よろしく願いしたいと思います。4月の指導方針の説明会時までをお願いしたいと思います。

はい。委員どうぞ。

委員： インクルーシブ教育についてお聞きしたいのですが、まさに時代はインクルーシブ教育の重要性を感じますが、担任の先生、介助員がついて下さる時もありますが、ずっとついていただけるわけではないと思いますが、担任の先生のご負担はとても大きいと思います。どこまで対応できるのか難しい時もあると感じますが、推奨するという意味ではなく、時代の変化の対応ということで取り上げられた内容ですか。

指導主事： 重要なことは考え方をまず持つということかと思います。もちろん、障がいと言ってもいいかは別として、個々の違いはあるので、ただそういった子も、特に支援学級にいないで通常学級で学んでいる子達も、全員が、45分50分間全てとは言いませんが、みんなが参加できる授業作りをしていく、みんなと一緒に学べるような視点を先生方に持っていただくということが一番重要なことだと思います。この子は難しいからとかではなく、それぞれの可能性とか、できるところまで共に学んで行くという考え方が、そういう考え方を子ども達にも養っていくということが重要なことかと思ひます。

委員： 実践していくことは、これからの時代大切かと思うのですが、それを担任の先生にお任せするというのはあまりにも負担が大きいと思うので、それに対するサポート体制をきちんと、介助員の先生をつけていただくとか、少し手の空いている先生にお手伝いいただくとか、ボランティアの方に来ていただくとかしながら、実践していくことを考えていかないと、難しいのではないかと思いますので、サポート体制もぜひ力を入れていただけたらいいかと思います。以上です。

教育長： これは、学校現場全体で、今おっしゃっていただいたようなことについて、一つの学校とか、一つのクラスとかでなく、かすみがうら市全体として、教育委員さんがおっしゃったようなことを全職員で共有して対応していく。その中には担任ばかりでなく、介助員、あるいはボランティアの方などを含めて、体制をしっかりと構築していくことも、求められるものではないかと思います。現場における認識を高めていくようなことを教育委員会としてやっていくことが大事なことだと思いますので、前向きに取り組んでいきたいと思ひます。

委員： ありがとうございます。

教育長： その他ございますか。

委員： 10 ページの人権感覚を身につける職員研修、また、人権に配慮した環境作り及び点検の実施とあります。先程の障がいの話にもありますけど、その人達全ては、やっぱり同じだっていうことを、先生ももちろんそうですけども、子どもにそういう意識を根付かせるという、そういう教育はすごく大事だと思うのです。そうすることによって、クラス運営も、先生の負担も、ずっと軽くなるのではと思います。ですので、人権教育とはこれからは大切な教育の一つになっていくと考ます。いかがでしょうか。

指導主事： おっしゃる通りだと思います。

委員： そうすると、点検の実施ってありますけども、この点検の実施ってというのは具体的にどういうものですか。

指導主事： 教室環境、教室だけではないのですが、先生方の、例えばちょっとしたコメントの入れ方にしても、掲示の場所とか位置にしても、みんなが、子ども達は前向きに取り組んでいけるというように、子ども達一人一人を大切に、先生方が工夫していくというようなことです。

委員： はい。わかりました。

教育長： 常に先生方も人権に関する研修ですが、管理職などが研修会に参加した後に職員に伝達するようにしてございますけど、それも一つの方策だと思いますが、先生方全体でね、そういうのをしっかりと意識を高く持ってね、考えていくということが大事なのかなと思いますね。今後とも大事にしていきたいと思います。

委員： 指導主事先生に委員会に来てもらっていろいろ細かい話をしても、先生以前から委員会に出ていた訳ではないのでいろいろなことが分からなくてとは思いますが、先程の人権にしても、インクルーシブ教育にしても、指導方針ですから。だからそれに向かって具体的にやっていってほしいということが書いてあればそれでいいと思うのです。先程と繰り返しますけど、教育委員の思いなど、指導方針の中に少しでも入っていれば、最高だと思いますし、もう一つは、健康や体力の向上の中に、この間も親や生徒から反省をもらった一覧表がありました。その中にバス通学で、不安があるというようなものが、たくさんの人が書いていたと思うのです。そのことを具体的に入れるのではなく、体力アップを、バス通学になったために、何かを工夫をするようなものが入っていれば、親も安心すると思います。指導方針を読んだとしても。アンケートを取ったり、意見を聞いたりしたものを、そのままにするのではなく、その中から載せられるものはできるだけ載せてくように、その様に努力していただけるとありがたいと思います。以上です。

教育長： 今、教育委員がおっしゃったとおり、子どもたちや保護者の、ご意見、ご要望、不安、そういったものを解消していくための、それに向けて具体的に応えられるよう、具体的な取組などを何らかの形でこういったところにも出していったほうがより理解を得られるようなことに繋がるというようなことだと思うので、指導主事、後で先程出た件と含めて、併せて再度検討するような方向でお願いしたいと思います。

委員： あと一点、よろしいですか。12 ページ、社会の変化から時代変化という言葉に変わりました。この中で、今、時代の変化で、子ども達はスマートフォンとか、いろいろインターネットの機械に触れることがあると思います。非常に親も不安に思うところもあると思うのです。そのところをこの学校指導要領の中に何か入れていただけると、また違うと思うのですが。いかがですか。時代の変化ここしかないと思ったので、その辺の対応とか、子どもに対しての教育など指導も必要になってくるのではと思うのです。よく、ニュースなどで聞きますと、親のスマートフォンをちょっといじって何かしら一つボタンを押したために高額なお金を請求されてび

つくりするなど、そのようなことが結構あるそうです。だからその辺の様々な注意を子ども達に、インターネット便利さの裏側と言いますか危険もあることも教えていく必要もあると思うのです。そのような状況に家庭が陥ってくると、もう勉強というよりは不安が先に立ち、集中できなくなるのではと思うのです。このような指導のほうはいかがでしょう。

教 育 長 : 今の意見ですが、去年の学校の夏休み期間中に、教育講演会というのを開いた中で、スマホの利用に関する危険性について教師向けですが講演してもらいました。それから、児童生徒用には発達段階に即して、各通信キャリアに依頼すると子供向けですが講演してくれるそうです今後、積極的に活用して行くことが、委員さんが言われたように望まれる内容なのではないかと思います。毎年子ども達は変わっていきますから。1回やったからいいのだと言うことではなくて。

委 員 : 繰り返しお願いしたいと思います。

教 育 長 : 今後ともこのようなことを大事にしていきたいと思います。
その他ございますか。
それでは、一旦休憩いたします。

～休憩～

それでは、休憩前に引き続き、会議を始めます。

その他ございますか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑がないようですので、議案第9号については原案の通り決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしとのことですので、議案第9号については原案の通り決します。

次に議案第10号「かすみがうら市社会教育指導員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長 : 30ページになります。議案第10号かすみがうら市社会教育委員の委嘱について、平成29年3月29日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。かすみがうら市社会教育指導員の委嘱について、かすみがうら市社会教育指導員規則第3条第1項の規定により、下記の者を委嘱するものでございます。説明については、以上です。

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご質疑ございませんか。

(「質疑なし。」の声あり)

質疑がないようですので議案第10号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第10号については、原案のとおり決します。

次に議案第11号「かすみがうら市立学校管理規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。それでは、事務局の説明を求めます。

学校教育課長 : 31ページをご覧いただきたいと思います。議案第11号かすみがうら市立学校管理規則の一部を改正する規則について、平成29年3月29日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。かすみがうら市立学校管理規則の一部を別紙のように改正する、ということで、32ページのほうをご覧いただきたいと思います。内容につきましては新旧対照表のほうご覧いただきたいと思います。これまで、夏季休業、冬季休業については期間の期で表示しておりましたが、夏季、冬季を季節の季に改める

というものです。こちらにつきましては学校教育法施行令第29条で規定がございまして、その表記に合わせる形で見直しを行うのでございます。附則といたしまして4月1日から施行というようなことでございます。よろしく願いいたします。

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご質疑ございませんか。

(「質疑なし。」の声あり)

質疑がないようですので議案第11号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第11号については、原案のとおり決します。

次に議案第12号「かすみがうら市学校介助員設置要綱の一部を改正する訓令について」を議題といたします。それでは、事務局の説明を求めます。

学校教育課長 : それでは33ページをご覧下さい。議案第12号かすみがうら市学校介助員設置要綱の一部を改正する訓令について、平成29年3月29日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。かすみがうら市学校介助員設置要綱の一部を別紙のように改正するというようなことで、34ページをお開きいただきたいと思います。内容といたしましては、これまで学校介助員というようなことで、要綱を設置しておりましたが、こちらにつきましてこれまで学校生活上、自立や集団参加が困難とみられる児童生徒が在籍する小中学校において、学校の円滑な運営を図るため、児童生徒を介助することといたしておりまして、学校介助員として訓令を定めていたのですが、国や県の特別支援教育において、支援員というような表記を用いておりまして、また、業務内容からも、介助より、支援という表現がより現状にあった内容であるというようなことで、これまでの学校介助員を学校支援員に改めるというような内容でございます。新旧対照表をご覧くださいますと、そういったことで、それぞれ要綱の名称を第1条から第2条、第3条、第4条、5条、6条、7条、8条、9条、10条、それぞれ介助という文言を支援に改めるというようなものでございます。またもう一点、第6条の中に配置時間をこれまでの規定では30時間以内というようなことで定めておりますが、こちらにつきましては常勤の職員の4分3以内というような運用をしておりまして、現状の常勤職員が38時間45分に、40時間から改められておりまして、その4分3の29時間以内に、現状に合わせて改めるというようなことでございます。附則といたしまして4月1日から施行予定でございます。よろしく願いいたします。

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご質疑ございませんか。

委 員 : 今までは週30時間、今度は29時間以内ということですが、大体何時間程度勤務していますか。

学校教育課長 : 現行で29時間以内ということで、週5日でございますので、5、6時間の中で、29時間以内で、運用しているというようなことでございます。

委 員 : 週5日、5、6時間の勤務ですね。ありがとうございます。

教 育 長 : 他にございますか。

(「質疑なし。」の声あり)

質疑がないようですので議案第12号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第12号については、原案のとおり決します。

次に議案第13号「かすみがうら市教職員住宅管理規則を廃止する規則について」を議題といたします。それでは、事務局の説明を求めます。

学校教育課長：37ページをご覧いただきたいと思います。議案第13号かすみがうら市教職員住宅管理規則を廃止する規則について、平成29年3月29日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。かすみがうら市教職員住宅管理規則を別紙のように廃止するという事で、次の38ページをお開きいただきたいと思います。教職員住宅につきましては、平成24年以降入居がない状況でございまして、本年度、解体工事を実施し、3月に解体が完了いたしましたことから、この管理規則を廃止するものでございます。附則といたしましてこの規則は公布の日から施行というようなことで予定をいたしております。以上でございます。

教 育 長：ただいまの説明について、何かご質疑ございませんか。

（「質疑なし。」の声あり）

質疑がないようですので議案第13号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第13号については、原案のとおり決します。

次に議案第14号「かすみがうら市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。それでは、事務局の説明を求めます。

学校教育課長：39ページをご覧いただきたいと思います。議案第14号かすみがうら市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、平成29年3月29日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。かすみがうら市教育委員会事務局組織規則の一部を別紙のように改正するというようなことで40ページをお開きいただきたいと思います。こちらについては先の議案第13号でご審議いただいた通り、教職員住宅が廃止となりますことから、新旧対照表の中で学校教育課教育施設担当の分掌事務から教職員住宅の整備及び管理に関する内容を削除する内容でございます。附則といたしましてこの規則は交付の日から施行というようなことで予定をいたしております。以上でございます。

教 育 長：ただいまの説明について、何かご質疑ございませんか。

（「質疑なし。」の声あり）

質疑がないようですので議案第14号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第14号については、原案のとおり決します。

以上で、本日の付議案件の審議は、全て終了いたしました。事務局から5件の議案等を追加したいと申し出がありますが、本日の協議事項に追加してよろしいかがいます。

ご異議なしとのことですので、日程に追加することにいたします。追加議案について配布願います。

議案第15号「かすみがうら市教育委員会職員人事異動について」を議題といたします。それでは、事務局の説明を求めます。

学校教育課長：それでは追加議案集の1ページをお開きいただきと思います。議案第15号かすみがうら市教育委員会職員人事異動について、平成29年3月29日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。平成29年4月1日付けのかすみがうら市教育委員会人事異動について、別紙の通り任免するものです。説明については、以上です。

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご質疑ございませんか。
 委 員 : 新たな学校教育課長は教育委員会にいた経験はございますか。
 学 校 教 育 課 長 : 教育委員会は初めてと聞いております。
 教 育 長 : その他、ご質疑ございませんか。
 (「質疑なし。」の声あり)
 質疑がないようですので議案第15号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
 (「異議なし。」の声あり)
 ご異議なしと認めます。よって議案第15号については、原案のとおり決します。
 次に議案第16号「かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。それでは、事務局の説明を求めます。
 歴 史 博 物 館 長 : 4ページをご覧ください。議案第16号、かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、平成29年3月29日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を別紙のように改正するというので、次のページをご覧ください。新旧対照表をご覧ください。4月からジオパーク推進事業ということで、ジオパークが認定されましたので、ジオパーク推進事業がこれまで政策経営課で行っていましたが、4月から歴史博物館の事業ということで移管されることに伴いまして、歴史博物館資料担当にジオパーク推進担当を加えることとなります。ジオパーク推進担当の業務につきましては、以下の通り5つの項目で事業を推進するという内容でございます。附則につきましては、4月1日から施行ということでございます。
 教 育 長 : ただいまの説明について、何かご質疑ございませんか。
 (「質疑なし。」の声あり)
 質疑がないようですので議案第16号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
 (「異議なし。」の声あり)
 ご異議なしと認めます。よって議案第16号については、原案のとおり決します。
 次に議案第17号「かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則について」を議題といたします。それでは、事務局の説明を求めます。
 生 涯 学 習 課 長 : 7ページをご覧ください。議案第17号かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則について、平成29年3月29日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を別紙のように定めるものであります。かすみがうら市公の施設に使用料に関する条例の施行に伴いまして、関係規則を整備するものでございます。8ページからかすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例施行規則の一部改正、様式等の変更になってございます。15ページにかすみがうら市体育施設条例施行規則の一部改正、こちらも様式等の変更になります。23ページからは、かすみがうら市千代田B&G海洋センター管理規則の一部改正。29ページに、かすみがうら市旧学校体育施設条例施行規則の一部改正。31ページに、かすみがうら市立学校施設開放来即の一部改正、となっております。34ページからは新旧対照表でございます。説明は以上でございます。
 教 育 長 : ただいまの説明について、何かご質疑ございませんか。

(「質疑なし。」の声あり)

質疑がないようですので議案第17号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第17号については、原案のとおり決します。

次に、議案第18号「かすみがうら市小中学校適正規模化実施計画の一部見直し」のかすみがうら市学区審議会への諮問についてを議題といたします。それでは、事務局の説明を求めます。

学校教育課長： それでは46ページをお開きいただきたいと思います。議案第18号、「かすみがうら市小中学校適正規模化実施計画の一部見直し」のかすみがうら市学区審議会への諮問について、平成29年3月29日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。かすみがうら市適正規模化実施計画を一部見直すにあたり、統合新校の位置について、かすみがうら市学区審議会へ別紙の内容により諮問したいので、かすみがうら市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第1項第16号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。小中学校の統合につきましては、平成25年3月に策定した小中学校適正規模化実施化計画に基づき推進し、霞ヶ浦地区については中学校が平成26年4月、小学校2校が平成28年4月に統合、開校いたしました。千代田地区小学校の統合につきましては、平成25年度の統合委員会での協議が休止となり、平成28年度に地域懇談会を実施した結果を踏まえ、9月に市長から志筑小学校を統合校とする当該計画を見直す方針が示されたことから、統合委員会についても、平成28年11月に統合委員会が解散となりました。また、平成28年11月に千代田地区の統合予定の各小学校でPTA説明会を開催し、状況を説明いたしましたが、おおむね地域懇談会と同様、全体的には千代田中学校に小中一貫校とする意見が多いような状況でございまして、平成29年第1回市議会定例会の開会の前の全員協議会で市長から、そのような状況をふまえ、千代田中学校敷地内へ統合校を設置することについて、学区審議会へ小中学校適正規模化実施化計画を見直すよう諮問する方向が示されましたことから小中学校適正規模化実施化計画の一部見直しについて、学区審議会へ諮問をお願いしたいものでございます。内容につきましては47ページをご覧ください。諮問書の内容でございます。本文ですが、かすみがうら市小中学校適正規模化実施計画の一部見直しを検討するため下記の事項に関して諮問します。

記

1 志筑小学校、新治小学校、七会小学校、上佐谷小学校に係る統合後の新校の位置に関する検討について

・現在の計画である志筑小学校から千代田中学校敷地内に見直すことについて

(理由)

かすみがうら市小中学校適正規模化実施計画については、児童生徒を取り巻く状況や地域の実情、社会情勢の動向を勘案し、本市の小中学校における適正規模の基準のあり方、適正化を要する学校、さらに、具体的な適正規模化の方法等について、かすみがうら市学区審議会において審議していただき、その答申の内容を踏まえ本計画を策定いたしました。

これまで、本計画に基づき、市内小中学校の適正規模化を進めてまいりましたが、千代田中学校区の4小学校の統合については、本計画での実施が困難な状況であり、計画の一部見直しについて検討していただくもの。というような内容でございます。考え方といたしましては、現行の計画が

平成24年度から28年度までとされており、5年間で適正規模化が完了しない場合には、次の5年間で第2期計画期間として計上するとされておりまして、千代田中学校区4小学校の統合後の新校の位置について志筑小学校から、千代田中学校敷地内に見直すことについて検討いただいて、適正規模化実施計画の見直しを行い、改めて4小学校の統合を推進してまいりたいというような考えでございます。

また、千代田中学校敷地内に統合校を設置する場合、小中一貫教育を望む意見も多く、統合の推進と併せ、小中一貫教育の在り方について、統合小学校の基本的な計画策定と並行して、今後検討を進めてまいりたいと考えております。さらに中学校の生徒数の減少も懸念されておりますので、その対応についても今後検討、対応していくように考えております。なお、学区審議会については、本日議決いただければ4月末に開催を予定したいと考えているところでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教 育 長 : 　ただいまの説明について、何かご質疑ございませんか。

（「質疑なし。」の声あり）

質疑がないようですので議案第18号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第18号については、原案のとおり決します。

次に、協議第1号「教育委員会に対する事務の委任について」を議題といたします。また、本日は市長部局の政策経営課から木村係長が出席されております。それでは事務局の説明を求めます。

学校教育課長 : 　48ページをご覧ください。協議第1号、教育委員会に対する事務の委任について（協議）、平成29年3月29日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。平成29年3月13日付け、か政策第22号で市長から「教育委員会に対する事務の委任について（協議）」が別紙のとおり提出されましたので、その内容を協議していただくものでございます。本日、教育長からご案内がございましたが、市長部局の組織担当部署の政策経営課から担当の木村係長が説明のため、出席をしております。内容につきましては木村係長のほうから説明をお願いしたいと思います。

教 育 長 : 　政策経営課組織担当係長説明を求めます。

政策経営課係長 : 　どうぞよろしくお願いいたします。私の方から、教育委員会に対する事務の委任ということで、市長の権限の一部に属する事務の委任、あるいは補助執行をお願いする場合に、地方自治法に基づく協議が必要となります。学校教育課長からご説明があったとおり、平成29年3月13日付けで、教育委員会宛てに協議の文書を出させていただいております。通常、年度切り替えの組織の改編とか、それに伴う事務分掌に変更があった際に、大きく変更があるわけですが、今回、変更が生じるものは組織とあまり関係がなく、先程来ご説明があった内容で変更が生じている部分がありますので、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず1番。これまで事務委任をしておりました、教職員住宅の入居届、使用料の徴収及び減免に関することです。こちらは平成29年3月に取り壊しとなり、住宅がなくなったので事務委任の廃止となるということでございます。

2番、補助執行が必要となる事務につきましては、昨年12月に千代田公民館講堂の設置管理条例が交付されまして、公民館とは別に千代田講堂の管理運営に関しては市長の権限に属するというところでございます。ただ、実際に管理運営につきましては補助執行が必要になるということで、

2 項の 1 号で管理運営に関することとしております。続きまして 2 号、公共施設使用料減免団体の登録等に関することですが、公の施設から、教育施設、市の公共施設全部が減免にかかりまして、団体の登録によって減免ができるというような方向性でお願いしたいと、財産調整室のほうから話がありまして、こちらは実際事務が始まっておりますが、補助執行が必要になるということで、この 3 点の委任の廃止と、補助執行をお願いできればと考えております。

続きまして協議に基づく関係規則の改正がございます。51 ページをご覧ください。新旧対照表でご説明します。第 2 条第 10 号に教職員住宅の入居及び使用料の徴収減免に関する記述がございますが、施設の廃止に伴いまして 10 号が削除となり 11 号から 15 号が繰り上がります。

補助執行事務に関しては第 3 条に記述してございますが新たに追加となる千代田講堂の管理運営に関することと公共施設使用料減免団体の登録に関するものを追加しました。

説明は以上でございます。

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご質疑ございませんか。
委 員 員 : 補助執行が必要となるということは、どういうことなのか具体的に教えていただけますか。

政策経営課係長 : 市長の権限に属する事務でございまして、教育委員会など他の組織で補助執行していただくというのは、例えばこの千代田講堂の管理運営に関することですと隣に千代田公民館があります。実際その公民館の職員が講堂の貸出等の事務は市長の権限に属しますが、公民館の職員に事務をお願いする意味でございます。団体の登録に関しても市長部局の施設もありますが、教育施設とか体育施設とか、団体の登録の依頼がありましたら、その登録の事務は市長の権限にあります。そこは教育委員会の職員の方に事務執行をお願いするようなことでございます。

学校教育課長 : 補足させていただきますと、先程説明でありましたが、12 月の議会で千代田公民館の設置条例を廃して、千代田講堂というような扱いになっております。公民館につきましては教育委員会所管の施設ということで、教育施設でしたが、千代田講堂については広く一般の方が使うということで、市長部局の施設に変わりました。実際は事務をこれまで通り千代田公民館の職員が実施する。という協議でございます。施設が教育施設から市長部局の財産に変わったことに伴って、このような手続きが必要であるということです。

委 員 員 : わかりました。
教 育 長 : その他ございますか。

(「質疑なし。」の声あり)

質疑がないようですので協議第 1 号については、異議ありませんとの内容で回答したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

異議がないようですので、そのような主旨で回答します。

ここで政策経営課担当係長が退出されます。ご苦勞様でした。

次に、事業報告及び事業計画の事項に入ります。

学校教育課より、順次、説明をお願いします

学校教育課の事業報告及び計画を説明(3 月の事業報告及び 4 月の事業計画、内容省略)

学校教育課 教育指導室の事業報告及び計画を説明(3 月の事業報告及び 4 月の事業計画、内容省略)

生涯学習課社会教育係・スポーツ振興係の事業報告及び計画を説明(3 月の事業報告及び 4 月の事業計画、内容省略)

生涯学習課歴史博物館の事業報告及び計画を説明（３月の事業報告及び４月の事業計画、内容省略）

霞ヶ浦中地区公民館の事業報告及び計画を説明（３月の事業報告及び４月の事業計画、内容省略）

千代田中地区公民館及び下稲吉中地区公民館の事業報告及び計画を説明（３月の事業報告及び４月の事業計画、内容省略）

図書館の事業報告及び計画を説明（３月の事業報告及び４月の事業計画、内容省略）

教 育 長 : ただいまの説明について、何か、ご質疑はございませんか。
委 員 : 下稲吉地区公民館に質問ですが、夏祭り実行委員会が始まっていますが、地域の方から質問いただきまして、今年も一般参加者がステージで発表等できる場があるのかどうか、あったら是非参加したいというお声をいただいたのですが、教えていただけますか。

生涯学習課長 : これは我々行政というより、コミュニティ推進委員さんが自分達で計画をして実施する事業でございまして、昨年度との違いは会場が今年は下稲吉東小学校を会場としてございます。内容的に１回目は、内容を拡充し過ぎて規模が多き過ぎたので、少しコンパクトなイメージでイベントとしたような形でコミュニティ推進委員さんが考えているようです。委員の方々は毎月会議を開き協議していきまして、８月１９日だったと思いますが、夏祭りを実施すると聞いております。質問内容は確認しますので、地元団体の方に話をしておきたいと思います。

教 育 長 : その他ございますか。
委 員 : ４５ページの、３月２３日の歴史館運営協議会委員・民族資料調査員・市民学芸員の会の合同研修視察ですが、何名程度参加されたのですか。

歴史博物館長 : 全員では３０人ぐらいでございます。
委 員 : それで、視察した市民協働の特別展を那珂市歴史民俗資料館、それと廃校跡地利用の関係で、県埋蔵文化センターに行っておりますが、地域の方が関心あることに対して、このような方々が一生懸命やって下さるというのはすごく心強いです。地域の発展のために、頑張っていただきたいと思います。意見なども、公の場で発表していただけると、同様の課題を抱える地域の方々のためにもなるのかと感じました。よろしくお願いします。

教 育 長 : 要望ということでよろしいですか。
委 員 : はいそうです。
教 育 長 : その他ございますか。

ちょっと私のほうから聞きたいことがありまして。今の歴史博物館の３月２８日の桜川市の山口川水力発電所とありますが、発電所として実在しているのですか。

歴史博物館長 : 私も一緒に行っていないのでよくわからないのですが、今はないと思います。昔の発電所跡地であったものをジオツアー施設という位置づけで見学した内容でございます。

教 育 長 : 発電所跡地なのですね。この地域で水力発電をしていたと知らなかったものですから。ありがとうございました。

それでは、特にないようですので、次回の定例教育委員会の日程を決めたいと思います。次回の定例教育委員会は４月２７日木曜日、午前９時より霞ヶ浦庁舎大会議室で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、そのようにいたします。

以上で、本日の定例教育委員会を閉会いたします。

お忙しい中、ご質疑、誠にありがとうございました。

学校教育課課長補佐

起立、礼。

閉会 午前 11 時 30 分

教 育 長

書 記 加藤洋一

書 記 岩田幸生